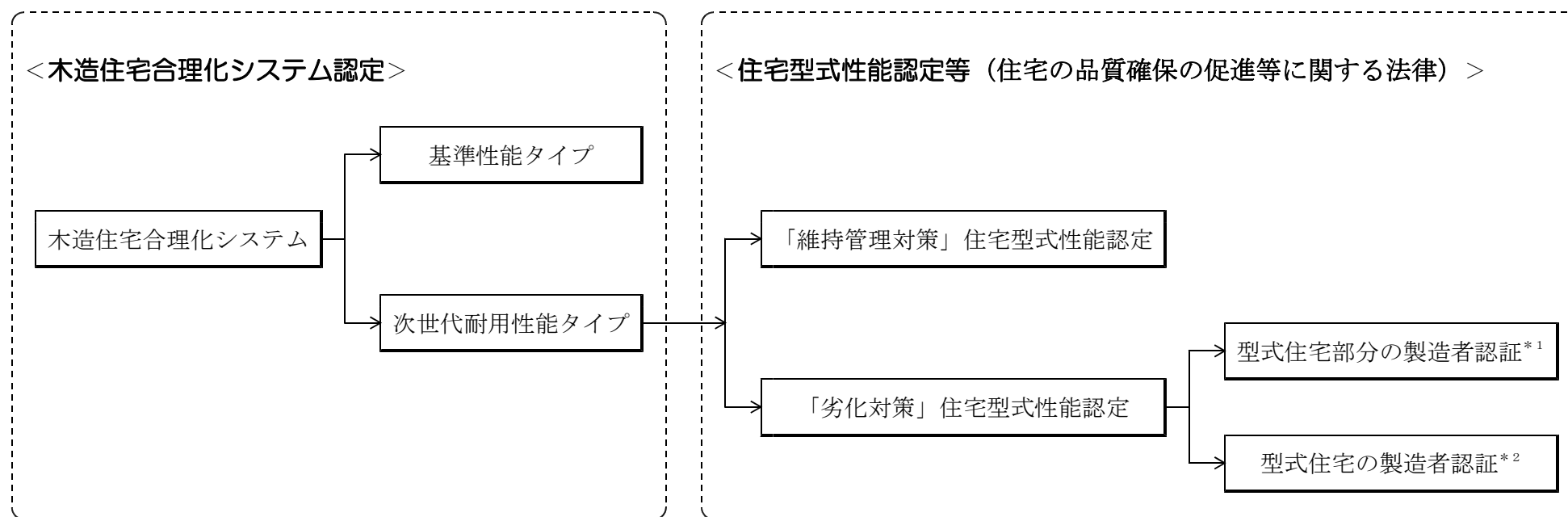


## 木造住宅合理化システム認定と住宅型式性能認定等の枠組み

(財)日本住宅・木材技術センター

木造住宅合理化システム認定には、基準性能タイプと次世代耐用性能タイプがあります。次世代耐用性能タイプは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）の劣化対策及び維持管理対策の最高等級を満足していることから、住宅品質確保法に基づく申請を行うことによって、住宅型式性能認定を取得することができます。さらに、劣化対策については、型式住宅部分等製造者認証も可能です。この型式住宅部分等製造者認証は、規格化された住宅の部分又は住宅の型式を製造する者を認証するものであり、設計住宅性能評価では型式番号の確認、建設住宅性能評価では、認証マークか建築士によって工事監理が行われたことの確認で済むことになり、住宅性能評価業務が合理化されます。



\*1 型式住宅部分の製造者認証：住宅の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

\*2 型式住宅の製造者認証：住宅に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該住宅の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の3分の2以上であるもの